

諮問番号：諮問第 64 号

答申番号：答申第 64 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県知事（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った福岡県個人情報保護条例（平成 16 年福岡県条例第 57 号。以下「条例」という。）の規定に基づく平成 30 年 2 月 2 日付けの個人情報開示請求却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。

県は、平成 29 年 2 月 24 日に福岡地方検察庁から精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。）第 24 条に基づく通報について相談を受けているが、同年 3 月 7 日の精神鑑定前に当該相談がなされているので、公正な通報がなされたかなどを確認したい。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、本件審査請求の対象となる個人情報（以下「審査請求対象個人情報」という。）について、条例第 66 条第 4 項第 2 号により条例第 3 章の規定の適用が除外されていることを理由に却下としたものであり、違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人が行った開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象とされた個人情報の一部について条例第 66 条第 4 項第 2 号の規定に該当することを理由に請求を却下した本件処分に、違法又は不当な点はないかということにあるこ

とから、以下判断する。

- 1 条例第 66 条第 4 項第 2 号の規定に該当する個人情報については、条例第 3 章の規定が適用されないため、条例に基づく開示請求の対象ではない。
- 2 本件開示請求に係る開示請求書の記載によれば、審査請求人は、一定期間において処分庁が保有する審査請求人に係る個人情報の開示を求めていることが認められるところ、処分庁は、本件処分に係る通知書の「開示請求に係る個人情報の内容」欄において「精神障害者等通報書及び同通報書別紙の精神衛生診断書」に審査請求人の個人情報が記録されている旨示した上で、それらの個人情報については条例第 66 条第 4 項第 2 号の規定により条例第 3 章の適用が除外されていることを理由に開示請求を却下する本件処分を行っている。

そして、「精神障害者等通報書及び同通報書別紙の精神衛生診断書に記載されたあなたの個人情報」という旨の記載内容からすると、審査請求対象個人情報は、検察官が精神保健福祉法第 24 条により義務付けられた通報をするときに記録される個人情報（以下「本件個人情報」という。）であると認められる。

精神保健福祉法第 24 条による通報書には、一般に、不起訴処分等に至る過程での個人情報が記載されていると考えられ、精神障害者等通報書に記載された個人情報は、検察官が行った不起訴処分等に係る個人情報に該当すると認められる。

よって、本件個人情報は、条例第 66 条第 4 項第 2 号に規定する「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報」に該当するものと認められる。

- 3 したがって、処分庁が、本件個人情報について条例第 66 条第 4 項第 2 号の規定により条例第 3 章の規定の適用が除外されていることを理由に開示請求を却下した本件処分は、妥当なものと認められる。
- 4 なお、審査請求人は、措置入院に至る手続等に対する不服も述べているが、これらの主張は本件審査請求の対象ではないので、判断できない。
- 5 そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

平成 30 年 6 月 1 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、同年 8 月 6 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

1 審査請求人は、審査請求対象個人情報についての開示請求を却下した本件処分の取消しを求めているところ、処分庁は、審査請求対象個人情報が条例第 66 条第 4 項第 2 号に該当することにより開示請求を却下したものとしている。よって、本件審査請求の争点は、審査請求対象個人情報が条例第 66 条第 4 項第 2 号に該当することを理由として開示請求を却下した本件処分に、違法又は不当な点はないかということにある。

2 まず、条例第 66 条第 4 項第 2 号の規定に該当する個人情報については、条例第 3 章（開示請求権について定める条例第 12 条を含む。）の規定が適用されないため、条例に基づく開示請求の対象ではない。

3 本件処分に係る通知書の記載から、審査請求対象個人情報は、検察官が不起訴処分をした場合等に精神保健福祉法第 24 条により義務付けられた通報をするときに記録される個人情報であると認められる。

検察官が不起訴処分をした場合等に精神保健福祉法第 24 条により義務付けられた通報をするときに記録される個人情報は、一般に、検察官が行った不起訴処分等に至る過程での処分対象者の個人情報と考えられる。

したがって、審査請求対象個人情報は、条例第 66 条第 4 項第 2 号に規定する「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報」に該当するものと認められる。

4 これらのことからすると、処分庁が、審査請求対象個人情報について、条例第 66 条第 4 項第 2 号の規定に該当し、同号の規定により条例第 3 章の適用が除外されていることを理由に開示請求を却下した本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

5 なお、審査請求人は、措置入院に至る手続等に対する不服も述べているが、これらの主張は本件審査請求の対象ではないので、判断できない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

6 加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

7 以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求を棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会 第1部会

委員 大 脇 成 昭

委員 内 田 敬 子

委員 倉 員 央 幸